

日本農林規格の見直しについて

「生産情報公表豚肉」

生産情報公表豚肉の日本農林規格の見直しについて（案）

平成 20 年 3 月 5 日
農 林 水 産 省

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条の規定及び「JAS 規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成 17 年 8 月農林物資規格調査会決定）に基づき、生産情報公表豚肉の日本農林規格（平成 16 年 6 月 25 日農林水産省告示第 1219 号）について、特色規格の性格を有するとして、所要の見直しを行う。

2 内容

生産情報公表豚肉の日本農林規格について、生産、加工及び流通の実態を踏まえ、

- （1）管理者の公表内容を見直すこと
 - （2）新たに公表の対象となった動物用医薬品の薬効別分類を追加すること
 - （3）豚群識別番号の定義を見直すこと
 - （4）豚肉の荷口化の制限を見直すこと
 - （5）「生産情報公表豚肉」の用語の表示方法を見直すこと
- 等の見直しを行う。

生産情報公表豚肉について

1 規格の位置づけ

「生産情報公表豚肉の日本農林規格」は、消費者の信頼の確保を図るため、豚肉の生産履歴に関する情報を正確に伝えることを第三者が認証するものであり、「特色規格」として位置づけられる。

2 生産状況及び規格の利用実態

生産行程管理者等	生産行程管理者数 12事業者 小分業者数 14事業者 注) 平成19年10月1日現在			
国内流通量	国内流通量の推移(千トン)			
	年次	国内生産量	輸入量	合計
	平成16年	884	862	1,746
	平成17年	870	879	1,749
	平成18年	874	737	1,611
	注) 国内生産量は農林水産省「畜産物流通統計」、輸入量は財務省「日本貿易統計」(部分肉ベース)			
格付率	0.2%(18年度)			
他法令等での引用	なし			

生産情報公表豚肉の日本農林規格の一部改正（案）の概要

1 管理者の公表方法の見直し（第2条関係）

生産情報公表農産物のJAS規格等との整合性を図り、管理者が複数の場合にあっては、代表者として生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先の情報を公表することにより、個々の管理者の連絡先は認定生産行程管理者に確認できることから、個々の管理者の連絡先を省略できるように改める。

（定義）

用 語	改正案	現 行
生産情報	豚肉の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 〔略〕 (2) 管理者（豚の所有者その他豚を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日（<u>認定生産行程管理者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律175号）第14条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。）の情報を公表する場合にあっては、認定生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに管理者の氏名又は名称及び住所並びに管理の開始の年月日</u>） (3) 〔略〕 (4) 〔略〕 〔削る。〕 〔(2)に移動〕	豚肉の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 出生の年月日 (2) 管理者（豚の所有者その他豚を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日 (3) 豚の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日 (4) とさつの年月日 (5) 豚の管理者の連絡先

	(5) 〔略〕	(6) と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該豚がとさつされたと畜場の名称及び所在地
	(6) 〔略〕	(7) 管理者が給餌した飼料の名称
	(7) 〔略〕	(8) 管理者が使用した動物用医薬品（薬事法（昭和３５年法律第１４５号）第４９条の規定により農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第８３条の４第１項又は第８３条の５第１項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品に限る。以下同じ。）の薬効別分類及び名称

２ 動物用医薬品の薬効別分類の見直し（第２条関係）

管理者が使用した動物用医薬品（要指示薬医薬品及び使用規制対象医薬品）については、薬効別分類及び名称を公表することとなっているが、薬効別分類が定められていない動物用医薬品が新たに指定されたことから、該当する動物用医薬品の薬効別分類を追加する。

（薬効別分類）

改正案	現 行
２ 前項の表生産情報の項(8)の薬効別分類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(9) 〔略〕	２ 前項の表生産情報の項(8)の薬効別分類は、次に掲げるとおりとする。 (1) 麻酔剤 (2) 催眠鎮静剤 (3) 解熱鎮痛消炎剤 (4) 鎮痙剤 (5) 自律神経剤 (6) 強心剤 (7) 鎮咳きよ痰剤 (8) 利尿剤

(10) <u>整胃腸剤（止瀉、吸着、消泡剤を含む。）</u> (11) 〔略〕 (12) 〔略〕 (13) 〔略〕 (14) 〔略〕 (15) 〔略〕 (16) 〔略〕 (17) 〔略〕 (18) <u>(13)から(17)までに掲げる薬剤以外の寄生性皮膚疾患用剤</u> (19) 〔略〕 (20) 〔略〕 (21) <u>(19)及び(20)までに掲げる薬剤以外の生物学的製剤</u>	(9) (6)から(8)までに掲げる薬剤以外の循環器官系用剤、呼吸器官系用剤及び泌尿器官系用剤 (10) ホルモン剤 (11) 子宮収縮剤 (12) サルファ剤 (13) 合成抗菌剤 (14) 抗原虫剤 (15) 抗生物質製剤 (16) 内寄生虫駆除剤 (17) (12)から(16)までに掲げる薬剤以外の寄生性皮膚疾患用剤 (18) ワクチン (19) 抗血清 (20) (18)及び(19)までに掲げる薬剤以外の生物学的製剤
---	--

3 豚群識別番号の定義の見直し（第2条関係）

豚の生産情報は、認定生産行程管理者の生産条件によって決まり、豚群の大きさにほとんど左右されないことから、豚群識別番号の定義で定める30頭以内の豚群管理制限を見直し、生産行程管理者が生産実態に応じて定めることができることとする。

（定義）

用 語	改正案	現 行
豚群識別番号	<u>同一の生産情報（出生年月日を除く。）を有する群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理されたもの（以下「豚群」という。）を識別するために必要な番号又は記号で認定生産行程管理者が豚群ごとに定めるものをいう。</u>	30頭以内の群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理されたもの（以下「豚群」という。）を識別するために必要な番号又は記号で生産行程管理者が豚群ごとに定めるものをいう。

4 豚肉の荷口制限の見直し（第3条関係）

同一の生産行程管理者が生産した豚であれば生産情報の同一性が担保されることから、個体管理又は豚群管理した豚の荷口化の制限を見直し、いずれの豚（豚群を含む。）から得られた豚肉であるかを識別することが困難である場合は、同一の認定生産行程管理者の荷口ごとに事実即して公表できることとする。

（生産情報公表豚肉の規格）

改正案	現 行
第3条 生産情報公表豚肉の生産の方法についての基準は、生産情報を一頭ごと又は一豚群ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して公表していることとする。ただし、いずれの豚（豚群を含む。）から得られた豚肉であるかを識別することが困難である場合は、同一の認定生産行程管理者の荷口ごとに事実即して公表することができる。	第3条 生産情報公表豚肉の生産の方法についての基準は、生産情報を一頭ごと又は一豚群ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して公表していることとする。ただし、 <u>一頭ごとに生産情報を記録するとともに、その記録を保管している豚肉にあっては、</u> いずれの豚から得られた豚肉であるかを識別することが困難である場合は、同一の認定生産行程管理者（ <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。</u> ）の <u>30頭以内</u> の荷口ごとに事実即して公表していることとする。

5 「生産情報公表豚肉」の表示の見直し（第4条関係）

生産情報公表農産物のJAS規格等との整合性を図り、「生産情報公表豚肉」の表示を、プライスラベル等の限られた表示スペースに創意工夫ができるように、名称に近接した箇所に表示できることとする。

(生産情報公表豚肉の品質に関する表示の基準)

事 項	改正案	現 行
表示の方法	生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第3条第1項第1号に掲げる事項、個体識別番号、荷口番号、豚群識別番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な<u>名称に近接して</u>「生産情報公表豚肉」と記載すること。 (2) 個体識別番号、荷口番号又は豚群識別番号 <u>小売販売業者</u>以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、<u>小売販売業者</u>にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 (3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入力するために必要な連絡先を、<u>小売販売業者</u>以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、<u>小売販売業者</u>にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に	生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第3条第1項第1号に掲げる事項、個体識別番号、荷口番号、豚群識別番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な<u>名称の次に括弧を付して</u>「生産情報公表豚肉」と記載すること。 (2) 個体識別番号、荷口番号又は豚群識別番号 <u>小売業者</u>以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、<u>小売業者</u>にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 (3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入力するために必要な連絡先を、<u>小売業者</u>以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、<u>小売業者</u>にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した

	近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。	掲示その他見やすい場所に記載してあること。
--	---------------------------	-----------------------

豚群制限及び荷口化制限の見直しについて

(例)



子豚豚房



育成豚房



肥育豚房

(現行では、それぞれの段階で30頭以内の群で管理)

- ① 事前登録された農場で飼養される。
- ② 飼養プログラムが同じである。
 - ・ 同じ飼料を飼養段階に合わせ給餌
- ③ 衛生管理プログラムが同じである。
 - ・ 同じ予防薬・治療薬を使用
- ④ 公表される生産情報が同じである。

豚群制限及び荷口化制限の見直し

		改正案	現行
生産段階	豚群制限	同一の生産情報(出生年月日を除く。)を有する群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理したもの	30頭以内の群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理したもの
加工段階	荷口化制限	一頭ごと又は一豚群ごとに生産情報を記録するとともに、その記録を保管している豚肉にあっては、いずれの豚(豚群を含む。)から得られた豚肉であるかを識別することが困難である場合は、同一の認定生産行程管理者の荷口ごと	一頭ごとに生産情報を記録するとともに、その記録を保管している豚肉にあっては、いずれの豚から得られた豚肉であるかを識別することが困難である場合は、同一の認定生産行程管理者の30頭以内の荷口ごと

生産情報公表豚肉の日本農林規格（平成16年6月25日農林水産省告示第1219号）の一部改正新旧対照表（案）

改 正 案	現 行																				
生産情報公表豚肉の日本農林規格 （目的） 第1条 〔略〕 （定義） 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	生産情報公表豚肉の日本農林規格 （目的） 第1条 この規格は、生産情報公表豚肉の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 （定義） 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。																				
<table><tr><th>用 語</th><th>定 義</th></tr><tr><td>生産情報</td><td>豚肉の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 〔略〕 (2) 管理者（豚の所有者その他豚を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、<u>住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日（認定生産行程管理者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律175号）第14条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。）の情報を公表する場合にあつては、認定生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに管理者の氏名又は名称及び住所並びに管理の開始の年月日）</u> (3) 〔略〕 (4) 〔略〕 〔削る。〕 [(2)に移動] (5) 〔略〕 (6) 〔略〕 (7) 〔略〕</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>豚群識別番号</td><td><u>同一の生産情報（出生年月日を除く。）を有する群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理されたもの（以下「豚群」という。）を識別するために必要な番号又は記号で認定生産行程管理者が豚群ごとに定めるものをいう。</u></td></tr></table>	用 語	定 義	生産情報	豚肉の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 〔略〕 (2) 管理者（豚の所有者その他豚を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、 <u>住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日（認定生産行程管理者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律175号）第14条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。）の情報を公表する場合にあつては、認定生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに管理者の氏名又は名称及び住所並びに管理の開始の年月日）</u> (3) 〔略〕 (4) 〔略〕 〔削る。〕 [(2)に移動] (5) 〔略〕 (6) 〔略〕 (7) 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	豚群識別番号	<u>同一の生産情報（出生年月日を除く。）を有する群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理されたもの（以下「豚群」という。）を識別するために必要な番号又は記号で認定生産行程管理者が豚群ごとに定めるものをいう。</u>	<table><tr><th>用 語</th><th>定 義</th></tr><tr><td>生産情報</td><td>豚肉の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 出生の年月日 (2) 管理者（豚の所有者その他豚を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称<u>及び住所</u>並びにその管理の開始の年月日 (3) 豚の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日 (4) とさつの年月日 (5) <u>豚の管理者の連絡先</u> (6) と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該豚がとさつされたと畜場の名称及び所在地 (7) 管理者が給餌した飼料の名称 (8) 管理者が使用した動物用医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第49条の規定により農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第83条の4第1項又は第83条の5第1項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品に限る。以下同じ。）の薬効別分類及び名称</td></tr><tr><td>生産情報公表豚肉</td><td>次条及び第4条の規格に適合する豚肉をいう。</td></tr><tr><td>個体識別番号</td><td>豚の個体を識別するために必要な番号又は記号で生産行程管理者が豚ごとに定めるものをいう。</td></tr><tr><td>豚群識別番号</td><td><u>30頭以内の群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理されたもの（以下「豚群」という。）を識別するために必要な番号又は記号で生産行程管理者が豚群ごとに定めるものをいう。</u></td></tr></table>	用 語	定 義	生産情報	豚肉の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 出生の年月日 (2) 管理者（豚の所有者その他豚を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称 <u>及び住所</u> 並びにその管理の開始の年月日 (3) 豚の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日 (4) とさつの年月日 (5) <u>豚の管理者の連絡先</u> (6) と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該豚がとさつされたと畜場の名称及び所在地 (7) 管理者が給餌した飼料の名称 (8) 管理者が使用した動物用医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第49条の規定により農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第83条の4第1項又は第83条の5第1項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品に限る。以下同じ。）の薬効別分類及び名称	生産情報公表豚肉	次条及び第4条の規格に適合する豚肉をいう。	個体識別番号	豚の個体を識別するために必要な番号又は記号で生産行程管理者が豚ごとに定めるものをいう。	豚群識別番号	<u>30頭以内の群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理されたもの（以下「豚群」という。）を識別するために必要な番号又は記号で生産行程管理者が豚群ごとに定めるものをいう。</u>
用 語	定 義																				
生産情報	豚肉の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 〔略〕 (2) 管理者（豚の所有者その他豚を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、 <u>住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日（認定生産行程管理者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律175号）第14条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。）の情報を公表する場合にあつては、認定生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに管理者の氏名又は名称及び住所並びに管理の開始の年月日）</u> (3) 〔略〕 (4) 〔略〕 〔削る。〕 [(2)に移動] (5) 〔略〕 (6) 〔略〕 (7) 〔略〕																				
〔略〕	〔略〕																				
〔略〕	〔略〕																				
豚群識別番号	<u>同一の生産情報（出生年月日を除く。）を有する群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理されたもの（以下「豚群」という。）を識別するために必要な番号又は記号で認定生産行程管理者が豚群ごとに定めるものをいう。</u>																				
用 語	定 義																				
生産情報	豚肉の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 出生の年月日 (2) 管理者（豚の所有者その他豚を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称 <u>及び住所</u> 並びにその管理の開始の年月日 (3) 豚の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日 (4) とさつの年月日 (5) <u>豚の管理者の連絡先</u> (6) と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該豚がとさつされたと畜場の名称及び所在地 (7) 管理者が給餌した飼料の名称 (8) 管理者が使用した動物用医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第49条の規定により農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第83条の4第1項又は第83条の5第1項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品に限る。以下同じ。）の薬効別分類及び名称																				
生産情報公表豚肉	次条及び第4条の規格に適合する豚肉をいう。																				
個体識別番号	豚の個体を識別するために必要な番号又は記号で生産行程管理者が豚ごとに定めるものをいう。																				
豚群識別番号	<u>30頭以内の群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理されたもの（以下「豚群」という。）を識別するために必要な番号又は記号で生産行程管理者が豚群ごとに定めるものをいう。</u>																				
2 前項の表生産情報の項(8)の薬効別分類は、次に掲げるとおりとする。	2 前項の表生産情報の項(8)の薬効別分類は、次に掲げるとおりとする。																				

(1)～(9) 〔略〕

(10) 整胃腸剤（止瀉、吸着、消泡剤を含む。）

(11) 〔略〕

(12) 〔略〕

(13) 〔略〕

(14) 〔略〕

(15) 〔略〕

(16) 〔略〕

(17) 〔略〕

(18) (13)から(17)までに掲げる薬剤以外の寄生性皮ふ疾患用剤

(19) 〔略〕

(20) 〔略〕

(21) (19)及び(20)までに掲げる薬剤以外の生物学的製剤

（生産情報公表豚肉の規格）

第3条 生産情報公表豚肉の生産の方法についての基準は、生産情報を一頭ごと又は一豚群ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実在即して公表していることとする。ただし、いずれの豚（豚群を含む。）から得られた豚肉であるかを識別することが困難である場合は、同一の認定生産行程管理者の荷口ごとに事実在即して公表することができる。

第4条 生産情報公表豚肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(3)に掲げる事項にあつては、生産情報が、 <u>小売販売業者</u> 以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、 <u>小売販売業者</u> にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実在即して表示されている場合には、省略することができる。 (1) 個体識別番号又は豚群識別番号 (2) 前条ただし書の規定により荷口ごとに生産情報を公表している場合に

- (1) 麻酔剤
- (2) 催眠鎮静剤
- (3) 解熱鎮痛消炎剤
- (4) 鎮痙剤
- (5) 自律神経剤
- (6) 強心剤
- (7) 鎮咳きよ痰剤
- (8) 利尿剤
- (9) (6)から(8)までに掲げる薬剤以外の循環器官系用剤、呼吸器官系用剤及び泌尿器官系用剤

(10) ホルモン剤

(11) 子宮収縮剤

(12) サルファ剤

(13) 合成抗菌剤

(14) 抗原虫剤

(15) 抗生物質製剤

(16) 内寄生虫駆除剤

(17) (12)から(16)までに掲げる薬剤以外の寄生性皮ふ疾患用剤

(18) ワクチン

(19) 抗血清

(20) (18)及び(19)までに掲げる薬剤以外の生物学的製剤

（生産情報公表豚肉の規格）

第3条 生産情報公表豚肉の生産の方法についての基準は、生産情報を一頭ごと又は一豚群ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実在即して公表していることとする。ただし、一頭ごとに生産情報を記録するとともに、その記録を保管している豚肉にあつては、いずれの豚から得られた豚肉であるかを識別することが困難である場合は、同一の認定生産行程管理者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。）の30頭以内の荷口ごとに事実在即して公表していることとする。

第4条 生産情報公表豚肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(3)に掲げる事項にあつては、生産情報が、 <u>小売業者</u> 以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、 <u>小売業者</u> にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実在即して表示されている場合には、省略することができる。 (1) 個体識別番号又は豚群識別番号 (2) 前条ただし書の規定により荷口ごとに生産情報を公表している場合に

	あつては、<u>個体識別番号又は豚群識別番号</u>に代えて荷口番号（当該荷口を識別するために必要な番号又は記号をいう。以下同じ。） (3) 生産情報の公表の方法		あつては、<u>個体識別番号</u>に代えて荷口番号（当該荷口を識別するために必要な番号又は記号をいう。以下同じ。） (3) 生産情報の公表の方法
表示の方法	生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第3条第1項第1号に掲げる事項、<u>個体識別番号</u>、荷口番号、<u>豚群識別番号</u>及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な<u>名称に近接して</u>「生産情報公表豚肉」と記載すること。 (2) 個体識別番号、荷口番号又は豚群識別番号 <u>小売販売業者</u>以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、<u>小売販売業者</u>にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 (3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、<u>小売販売業者</u>以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、<u>小売販売業者</u>にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。	表示の方法	生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第3条第1項第1号に掲げる事項、<u>個体識別番号</u>、荷口番号、<u>豚群識別番号</u>及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な<u>名称の次に括弧を付して</u>「生産情報公表豚肉」と記載すること。 (2) 個体識別番号、荷口番号又は豚群識別番号 <u>小売業者</u>以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、<u>小売業者</u>にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 (3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、<u>小売業者</u>以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、<u>小売業者</u>にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。
〔略〕	〔略〕	表示禁止事項	表示事項の項に規定する事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。